

第75期 定時株主総会
招 集 ご 通 知



開催日時

2019年6月26日（水曜日）
午前10時

開催場所

東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルクホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75期定時株主総会を2019年6月26日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

マルハニチロ株式会社
取締役社長

伊 孫 滋

<グループ理念>

私たちは誠実を旨とし、本物・安心・健康な「食」の提供を通じて、人々の豊かなくらしとしあわせに貢献します。

2018年度からスタートしているグループ中期経営計画「Innovation toward 2021」の一つの柱として、新たにブランド戦略を導入し、次の10年に向けて、企業ブランドの価値向上と、さらなる成長を目指しています。

その第一歩として、「マルハニチロ」の新ブランドステートメントを策定しています。

(ブランドステートメント)

海といのちの未来をつくる

海と真摯に向き合い、大切に守り、育ててきた確かな知見と深い思いを胸に、新たな「食」の可能性に挑み、水産だけに留まらず、生命（いのち）をはぐくむ「食」を事業領域と捉え、「食」を通じて世界の人々に生きる活力をお届けし、海の広さ、深さ、厳しさ、やさしさを知りつくした“母なる海”—Mother Ocean—のような存在を目指していく、強い意志を込めました。

全社員が一丸となって、強い「マルハニチロ」ブランドづくりに邁進してまいりますので、これからの「マルハニチロ」に、ぜひご期待ください。

(証券コード：1333)
2019年6月4日

株 主 各 位

東京都江東区豊洲三丁目2番20号
マルハニチロ株式会社
取締役社長 伊 藤 滋

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。以下いずれかの方法により、2019年6月25日（火曜日）午後5時00分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使〕

4 ページに記載の「議決権行使書用紙のご記入方法のご案内」をご高覧のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

〔インターネットによる議決権の行使〕

5 ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の表示に従って賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時	2019年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所	東京都港区芝公園二丁目5番20号 メルパルクホール (末尾の「会場ご案内略図」をご参照ください。)
3. 目的事項	報告事項 1. 第75期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第75期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.maruha-nichiro.co.jp/home.html>) に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本株主総会招集通知の添付書類に記載したもののほか、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.maruha-nichiro.co.jp/home.html>) に掲載しております連結注記表および個別注記表を含んでおります。

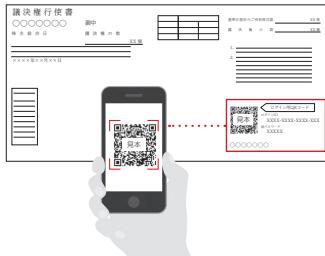
◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に、修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.maruha-nichiro.co.jp/home.html>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第75期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) **配当財産の種類**
金銭
- (2) **配当財産の割当てに関する事項およびその総額**
当社普通株式1株につき40円 総額2,105,110,480円
- (3) **剰余金の配当が効力を生じる日**
2019年6月27日

第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役8名全員が任期満了となります。
つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

いとう
伊藤

しげる
滋

(1949年11月11日生) 所有する当社の株式数…………… 7,300株

再任

【略歴、当社における地位】

1972年 4月	当社入社	2005年 6月	株式会社マルハグループ本社専務執行役員
1997年 4月	当社水産第三部長	2008年 4月	株式会社マルハニチロ水産代表取締役社長
2001年 6月	当社取締役	2010年 4月	株式会社マルハニチロホールディングス代表取締役副社長
2003年 4月	当社常務取締役	2014年 4月	当社代表取締役社長 (現)
2004年 4月	株式会社マルハグループ本社取締役		
2004年 4月	同社常務執行役員		
2005年 4月	当社専務取締役		

取締役候補者とした理由

入社以来、主に水産事業に従事し、水産第三部長等を経て、2001年6月から当社取締役、2008年4月から株式会社マルハニチロ水産代表取締役社長、2010年4月から株式会社マルハニチロホールディングス代表取締役副社長、2014年4月から当社代表取締役社長(現職)を務めており、当社における豊富な業務経験と経営全般、グローバルな事業経営、管理業務を的確かつ公正に監督できる知識・能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

よね おか じゅん いち ろう
米岡潤一郎 (1954年5月7日生) 所有する当社の株式数…………… 6,100株

再任

【略歴、当社における地位】

1978年 4月	当社入社	2011年 4月	同社専務取締役
2001年 4月	当社水産第二部長	2014年 4月	当社代表取締役専務
2004年 6月	当社執行役員	2016年 4月	当社専務執行役員
2005年 4月	Maruha Capital Investment, Inc. 取締役社長	2016年 6月	当社代表取締役 (現)
2005年 6月	当社取締役	2018年 4月	当社副社長執行役員 (現)
2008年 4月	株式会社マルハニチロ水産常務取 締役		

【担当】

食品部門統括、開発部、マーケティング部、事業管理部

取締役候補者とした理由

入社以来、主に水産事業に従事し、水産第二部長等を経て、2005年4月からMaruha Capital Investment, Inc.取締役社長、2005年6月から当社取締役、2011年4月から株式会社マルハニチロ水産専務取締役、2014年4月から当社代表取締役専務、2016年4月から当社専務執行役員、2016年6月から当社代表取締役 (現職)、2018年4月から当社副社長執行役員 (現職) を務めており、当社における豊富な業務経験と経営全般、グローバルな事業経営を的確かつ公正に監督できる知識・能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

おし く ぼ なお き
押久保直樹 (1958年2月27日生) 所有する当社の株式数…………… 7,200株

再任

【略歴、当社における地位】

1980年 4月	農林中央金庫入庫	2013年 6月	同社執行役員
2000年 4月	同金庫大分支店長	2013年 6月	株式会社マルハニチロ食品代表取 締役員副社長
2006年 6月	同金庫秘書役	2014年 4月	当社専務取締役
2008年 6月	同金庫総務部長	2016年 4月	当社専務執行役員 (現)
2009年 6月	同金庫常務理事	2016年 6月	当社取締役 (現)
2013年 6月	株式会社マルハニチロホールディングス 取締役		

【担当】

中央研究所管掌、リスク管理統括部、品質保証部、お客様相談センター、ロジスティクス部、物流ユニット長

取締役候補者とした理由

1980年4月に農林中央金庫に入庫し、その後2013年6月から株式会社マルハニチロホールディングス取締役、株式会社マルハニチロ食品代表取締役副社長、2014年4月から当社専務取締役、2016年4月から当社専務執行役員 (現職)、2016年6月から当社取締役 (現職) を務めており、当社および金融機関における豊富な業務経験と経営全般、管理業務を的確かつ公正に監督できる知識・能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

なか じま まさ ゆき
中 島 昌 之 (1956年5月14日生) 所有する当社の株式数…………… 4,400株

再任

【略歴、当社における地位】

1980年4月	当社入社	2014年4月	当社常務取締役
2004年4月	当社水産直販部長	2016年4月	当社専務取締役
2008年4月	株式会社マルハニチロ水産執行役員	2016年4月	当社専務執行役員 (現職)
2009年4月	同社取締役	2016年6月	当社取締役 (現職)
2011年4月	同社常務取締役		

【担当】

水産部門統括、畜産商事ユニット

取締役候補者とした理由

入社以来、主に水産事業に従事し、水産直販部長等を経て、2009年4月から株式会社マルハニチロ水産取締役、2011年4月から株式会社マルハニチロ水産常務取締役、2014年4月から当社常務取締役、2016年4月から当社専務取締役および当社専務執行役員（現職）、2016年6月から当社取締役（現職）を務めており、当社における豊富な業務経験と経営全般、事業経営を的確かつ公正に監督できる知識・能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

いけ み まさる
池 見 賢 (1957年12月22日生) 所有する当社の株式数…………… 2,300株

再任

【略歴、当社における地位】

1981年4月	当社入社	2014年4月	当社執行役員
2008年4月	株式会社マルハニチロ食品海外部長	2014年6月	当社取締役
2009年4月	株式会社マルハニチロホールディングス 海外業務部長役	2017年4月	当社常務執行役員
2011年4月	同社執行役員	2017年6月	当社取締役 (現職)
		2019年4月	当社専務執行役員 (現職)

【担当】

経理部、財務部、監査部各部統括、経営企画部、情報システム部、総務部、人事部、広報IR部

取締役候補者とした理由

入社以来、主に海外事業に従事し、株式会社マルハニチロ食品海外部長等を経て、2014年6月から2016年6月まで当社取締役、2017年4月から当社常務執行役員、2017年6月から当社取締役（現職）、2019年4月から当社専務執行役員（現職）を務めており、当社における豊富な業務経験と経営全般、グローバルな事業経営、管理業務を的確かつ公正に監督できる知識・能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

6

もみ
粟やま
山おさむ
治

(1959年1月28日生) 所有する当社の株式数…………… 3,500株

再任

【略歴、当社における地位】

1981年 4月	当社入社	2014年 4月	当社執行役員
2004年 4月	当社水産第二部長	2014年 6月	当社取締役
2009年 4月	株式会社マルハニチロ水産執行役員	2018年 4月	当社常務執行役員 (現)
2012年 4月	同社取締役	2018年 6月	当社取締役 (現)

【担当】

漁業・養殖ユニット、北米ユニット、関東水産営業部、水産商事ユニット長、荷受ユニット長、海外ユニット長

取締役候補者とした理由

入社以来、主に水産事業に従事し、水産第二部長等を経て、2014年6月から2016年6月まで当社取締役、2018年4月から当社常務執行役員（現職）、2018年6月から当社取締役（現職）を務めており、当社における豊富な業務経験と経営全般、事業経営を的確かつ公正に監督できる知識・能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

7

はん
半ざわ
澤さだ
貞ひこ
彦

(1959年11月23日生) 所有する当社の株式数…………… 2,500株

新任

【略歴、当社における地位】

1983年 4月	当社入社	2014年 4月	当社執行役員
2007年 4月	当社水産直販部長	2014年 6月	当社取締役
2010年 4月	株式会社マルハニチロ水産執行役員	2019年 4月	当社常務執行役員 (現)
2013年 4月	同社取締役		

【担当】

家庭用加工食品ユニット、各支社（北海道、東北、関東、中部、関西、中四国、九州）、広域営業部、生産管理部、各工場（夕張、新石巻、白鷹、大江、宇都宮、群馬、広島、下関）、家庭用冷凍食品ユニット長

取締役候補者とした理由

入社以来、主に水産事業に従事し、水産直販部長等を経て、2014年6月から2016年6月まで当社取締役、2019年4月から当社常務執行役員（現職）を務めており、当社における豊富な業務経験と経営全般、事業経営を的確かつ公正に監督できる知識・能力を有していると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

8

なか べ よし ろう
中 部 由 郎

(1958年4月11日生) 所有する当社の株式数…………… 300株

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位】

1982年 4月	三菱信託銀行株式会社入社	2000年 6月	同社代表取締役社長（現）
1987年 8月	大東通商株式会社入社	2006年 6月	株式会社マルハグループ本社社外監査役
1988年 6月	同社取締役		
1989年 7月	同社代表取締役常務	2009年 6月	同社社外取締役
1997年 9月	同社代表取締役専務	2014年 4月	当社社外取締役（現）

【重要な兼職の状況】

大東通商株式会社代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由

大東通商株式会社の代表取締役社長（現職）として会社経営の知見を有し、豊富な経験と優れた見識に基づき、社内取締役とは異なる観点からのグループ経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンスおよびグループ経営に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

同氏は、現在、当社の社外取締役であります。株式会社マルハグループ本社の社外監査役から至る役員在任期間は、本総会終結の時をもって13年となります。

候補者番号

9

いい むら そむく
飯 村 北

(1953年4月14日生) 所有する当社の株式数…………… 0株

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位】

1986年 4月	弁護士登録	2007年 7月	西村あさひ法律事務所入所
1986年 4月	枳田・江尻法律事務所入所	2007年 7月	同所パートナー弁護士（現）
1988年10月	米国Rogers & Wells法律事務所 （現 Clifford Chance法律事務所） 出向	2014年 6月	当社社外取締役（現）
1991年 7月	枳田・江尻法律事務所復帰	2016年 6月	株式会社ヤマダ電機社外監査役（現）
1992年 1月	同所パートナー弁護士	2017年 2月	株式会社不二越社外監査役（現）
		2019年 1月	弁護士法人西村あさひ法律事務所入所
		2019年 1月	同所社員（現）

【重要な兼職の状況】

株式会社ヤマダ電機社外監査役
株式会社不二越社外監査役

社外取締役候補者とした理由

弁護士として法令遵守の知見を有し、公正・中立な立場から、豊富な経験と優れた見識に基づき、社内取締役とは異なる観点からのグループ経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンスおよびグループ経営に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位】

1972年 4 月	株式会社日本興業銀行入行	2009年 4 月	藤田観光株式会社執行役員
1993年 11月	IBJ International Plc.取締役副社長	2010年 3 月	同社取締役兼執行役員
2002年 3 月	興銀リース株式会社執行役員	2011年 3 月	同社常務取締役兼常務執行役員
2004年 4 月	共立リスクマネジメント株式会社 シニアコンサルタント	2015年 3 月	同社顧問
2006年 1 月	株式会社ユキ・マネジメント・アンド・ リサーチ取締役	2016年 6 月	日新製鋼株式会社（現 日鉄日新製鋼株 式会社）社外取締役（現）（2019年 6月27日退任予定）
2008年 4 月	エートス・ジャパン・エルエルシー 非常勤内部監査人	2017年 4 月	津田塾大学 学長特命補佐 戦略推進 本部長（現）
		2018年 6 月	日本航空株式会社社外取締役（現）

【重要な兼職の状況】

日本航空株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

金融機関および複数の企業で培われた会社経営の知見を有し、大学における教育改革など多様な視点から、豊富な経験と優れた見識に基づき、社内取締役とは異なる観点からのグループ経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンスおよびグループ経営に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中部由郎氏、飯村北氏および八丁地園子氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
3. 八丁地園子氏が社外取締役として在任している日本航空株式会社は、2018年12月に、運航乗務員の飲酒に係る問題や乗員編成の変更判断等、航空の安全に影響を及ぼす重大な違反行為が認められたとして、国土交通省から「航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令」を受け、また、同月、同子会社である日本エアコミューター株式会社は、運航乗務員の飲酒事案により「運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について（厳重注意）」を受けました。さらに、2019年1月に、同社は、客室乗務員の飲酒事案により「航空輸送の安全の確保に関する業務改善勧告」を受けました。同氏は、本事案が判明するまで、いずれの事実についても認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っております。また、本事案の認識後は、当該事案の徹底的な調査および再発防止策の策定を指示するなど、その職責を果たしております。
4. 中部由郎氏および飯村北氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しており、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。八丁地園子氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しているため、当社は、同氏が社外取締役に選任され就任した場合には独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。なお、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」は、15ページに記載のとおりであります。
5. 当社と中部由郎氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。同氏が社外取締役に再任され就任した場合は、当該契約の効力は継続いたします。
- 当社と飯村北氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。同氏が社外取締役に再任され就任した場合は、当該契約の効力は継続いたします。
- 当社は、八丁地園子氏が社外取締役に選任され就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役中、川村融氏が本総会終結の時をもって、辞任いたします。

つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

あや
綾りゅう
隆すけ
介

(1960年5月20日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

新任	【略歴、当社における地位】 1984年4月 株式会社日本興業銀行入行 2010年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 総合リスク管理部長 2012年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 執行役員 2012年4月 株式会社みずほ銀行執行役員 2012年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員 2013年11月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員	2013年11月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 2013年11月 みずほ信託銀行株式会社常務執行役員 2013年11月 みずほ証券株式会社常務執行役員 2014年4月 株式会社みずほ銀行常務取締役 2014年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役兼執行役常務 2017年6月 株式会社みずほ銀行取締役(監査等委員) 2017年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役(現) (2019年6月21日 退任予定)
社外		
独立		

社外監査役候補者とした理由

金融機関における長年の経験と豊かな知識等、財務会計の知見を有し、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 綾隆介氏は、社外監査役候補者であります。
3. 綾隆介氏は、過去5年間において、当社の特定関係事業者である株式会社みずほ銀行の常務取締役として、また同社の取締役(監査等委員)として業務に従事しておりました。
4. 綾隆介氏は、当社の特定関係事業者である株式会社みずほ銀行より、過去2年間において取締役(監査等委員)としての報酬を受けておりました。
5. 綾隆介氏は、当社グループの主要借入先である株式会社みずほ銀行の常務取締役に2017年6月23日まで在任しておりましたが、同社の常務取締役に退任されてから本総会終結の時をもって2年以上が経過しており、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しているため、当社は、同氏が社外監査役に選任され就任した場合には東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- なお、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」は、15ページに記載のとおりであります。

以上

(ご参考)

<社外役員の独立性判断基準>

当社は、以下の事項に該当しない場合、社外役員に独立性があると判断しております。

- ① 当社グループの主要取引先の業務執行者。なお、主要取引先とは、その取引金額が当社グループまたは取引先（その親会社および重要な子会社を含む）の連結売上高の2%を超える取引先をいう。
- ② 当社グループの主要借入先の業務執行者。なお、主要借入先とは、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%を超える額を当社グループに融資している借入先をいう。
- ③ 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ④ 当社から年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている者またはその業務執行者
- ⑤ 上記①から④までに過去2年間において該当していた者
- ⑥ 上記①から④に該当する者が、取締役、執行役、執行役員および部長格以上の業務執行者またはそれらに準ずる権限を有する業務執行者である場合、その者の配偶者または二親等以内の親族

以 上

(添付書類)
事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、雇用情勢の改善傾向が続くなか、企業収益もおおむね堅調に推移しております。しかしながら、人手不足の問題は一層深刻なものとなってきており、また海外に目を向けると米国と中国の深刻な貿易摩擦問題や英国のEU離脱問題の長期化による世界経済全体への悪影響が懸念されます。

当社グループ関連業界におきましては、原材料価格の上昇や物流費等にかかるコストアップ要因もあり、依然として予断を許さない状況が続いています。

このような状況のもと、当社グループでは中期経営計画「Innovation toward 2021」の基本方針である「企業価値の向上と持続的成長」の実現のため、「収益力の更なる向上」「成長への取り組み」「経営基盤の強化」を推進する一方、コーポレートブランディング活動にも継続的に取り組んでまいりました。

その結果、売上高は922,468百万円（前期比3,648百万円、0.4%増）、営業利益は21,758百万円（前期比2,739百万円、11.2%減）、経常利益は25,233百万円（前期比2,684百万円、9.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は16,695百万円（前期比593百万円、3.7%増）となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

なお、当期より、一部の事業につき、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

～漁業・養殖事業～

漁業・養殖事業は、国内外の水産資源の持続可能かつトレーサビリティの確保できる供給源として、効率的な操業により収益の確保に努めました。

当期は、度重なる台風の影響等による養殖クロマグロの出荷減により減収となりました。また、マグロ・カツオの魚価安により利益率が低下した結果、漁業・養殖事業の売上高は35,469百万円（前期比2,863百万円、7.5%減）、営業利益は1,526百万円（前期比806百万円、34.6%減）となりました。

～商事事業～

商事事業は、国内外にわたる調達・販売ネットワークを持つ水産商事ユニット・畜産商事ユニット、市場流通の基幹を担う荷受ユニットから構成され、国内外の市場動向を注視しながらお客様のニーズに対応した的確な買付販売と水産加工事業の強化により、収益の確保に努めました。

水産商事ユニットは、主要魚種の多くが高値圏にあるなか、売上高は増加しましたが、世界的な魚価高による調達コスト増加の影響もあり、減益となりました。

荷受ユニットは、台風の来襲など夏場に天候不順が続き、鮮魚の取扱高が減り、また冷凍魚の魚価高を売価に転嫁できず、減収減益となりました。

畜産商事ユニットは、鶏肉・豚肉の取扱いが減少、また牛肉・鶏肉の利益率が低下したことにより、減収減益となりました。

以上の結果、商事事業の売上高は445,094百万円（前期比4,390百万円、1.0%減）、営業利益は3,280百万円（前期比1,481百万円、31.1%減）となりました。

～海外事業～

海外事業は、中国・タイにおける水産物・加工食品の販売に加え、オセアニアでの基盤を強化している海外ユニット、すりみ等の生産を中心とした北米商材の日本・北米・欧州での販売を展開する北米ユニットから構成され、水産物と加工食品の世界的な需要拡大に対応し、グローバル市場における収益の確保に努めました。

海外ユニットは、タイでのペットフード事業、ニュージーランドでの操業漁船1隻追加が売上増に寄与したものの、ニュージーランド・豪州にて主要魚種の漁獲が振るわず、タイでは主要輸出品のエビが他輸出国との競争にさらされた結果、増収減益となりました。

北米ユニットは、助宗すりみ・フィレの効率的な生産と日欧米主体の順調な販売、およびエビ・タコなどの欧州での販売拡大などにより増収となりましたが、アラスカのマス不漁による冷凍品・缶詰等の大幅減産と魚価高騰に加え、為替変動もあり減益となりました。

以上の結果、海外事業の売上高は175,884百万円（前期比6,471百万円、3.8%増）、営業利益は7,238百万円（前期比1,527百万円、17.4%減）となりました。

～加工事業～

加工事業は、家庭用冷凍食品の製造・販売を行う家庭用冷凍食品ユニット、缶詰・フィッシュソーセージ・ちくわ・デザート等の製造・販売を行う家庭用加工食品ユニット、業務用商材の製造・販売を行う業務用食品ユニット、および化成品・調味料・フリーズドライ製品の製造・販売を行う化成ユニットから構成され、お客様のニーズにお応えする商品の開発・製造・販売を通じて収益の確保に努めました。

家庭用冷凍食品ユニットは、お弁当のおかず向け商品の販売減により減収となりましたが、工場生産性の改善により、増益となりました。

家庭用加工食品ユニットは、消費者の健康志向を背景にさば・いわし等の青魚およびさけの缶詰の需要増等により増収となりました。また、利益面では増収効果とデザートで収益性改善を重視した販売に努めた結果、増益となりました。

業務用食品ユニットは、介護食、コンビニエンスストア等の取り組みが下支えして増収となりましたが、水産原料、畜産原料等の価格高騰に加え、自社工場製品の販売が低調に推移したことにより減益となりました。

化成ユニットは、フリーズドライ製品および機能性表示食品制度を追い風としたDHA・EPAの販売が好調に推移し、増収増益となりました。

以上の結果、加工事業の売上高は235,490百万円（前期比2,893百万円、1.2%増）、営業利益は6,308百万円（前期比999百万円、18.8%増）となりました。

～物流事業～

物流事業は、2019年2月の東京・城南島物流センターの火災、2018年9月の大阪・南港物流センターの台風被害等の重大事象が発生しましたが、早期の再稼働に努めてまいりました。全面復旧にはしばらく時間を要する見込みですが、引き続き対応を進めてまいります。

当期は、上記の重大事象による減収や、燃料調整費の上昇等に伴う動力費の増加、労務コストの上昇、平和島物流センターの新規稼働に伴う賃借料の増加等がありましたが、首都圏をはじめとする大都市圏において旺盛な保管需要を取り込んだことにより、売上高は16,348百万円（前期比379百万円、2.4%増）、営業利益は1,878百万円（前期比8百万円、0.4%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当社グループは、既存分野において優位性のある事業をさらに確固たるものとし、成長分野に経営資源を集中させることを目的として、海外事業、加工事業を中心に全体で20,108百万円の設備投資を実施いたしました。

海外事業においては、Peter Pan Seafoods, Inc.においてポートモラー工場を再建するなど、海外における生産・供給体制の強化を目的に8,538百万円の設備投資を実施いたしました。

加工事業においては、当社において大江工場を増強するなど、生産・供給体制の強化を目的に5,980百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当期の資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

安全で高品質な商品を、お客様のもとにお届けすることが当社グループの使命であり、食品安全を含めた品質保証体制、危機管理体制およびグループガバナンス体制の構築に、継続して取り組んでまいります。

また、2018年度から2021年度までの4カ年を対象とするグループ中期経営計画「Innovation toward 2021」の策定においては、長期経営ビジョンとして「10年後のありたい姿」を「グローバル領域で『マルハニチロ』ブランドの水産品、加工食品を生産・販売する総合食品企業」と定義いたしました。

当ビジョンの実現に向けて、「企業価値の向上と持続的成長」を基本方針として、以下の3つの経営戦略に取り組んでまいります。

①収益力の更なる向上

水産資源アクセスを最大限に生かしたバリューチェーンを再構築するとともに、加工食品においては生産拠点の再編をはじめとする利益率の改善と商品開発力の強化に取り組めます。

②成長への取り組み

利益成長実現のために、国内外における水産事業バリューチェーンへの投資、冷凍食品事業への積極投資、そして中長期的な成長領域への先行投資として、養殖事業、介護食事業、化成事業への投資を行います。

③経営基盤の強化

成長への投資を最優先としながらも、財務基盤の強化を図ります。運転資本の効率的な運用にも取り組み、より強固な財務体質を目指します。

各事業の対処すべき課題は次のとおりであります。

～漁業・養殖事業～

まき網事業を主力とする漁業部門とマグロ・カンパチ・ブリの養殖部門を両軸に事業を推進します。天災リスクを回避しながら、完全養殖クロマグロをはじめとする環境に過度の負荷をかけない漁業・養殖を目指してまいります。

～商事事業～

水産商事ユニットでは、国内におけるトップサプライヤーとして確固たるポジションを築いてまいりましたが、さらなる成長へ向けて、資源アクセスの強化、商品開発力の強化による加工品の拡大、および国内外の販売ネットワークとの協働を通じた販売力の強化を進めてまいります。

荷受ユニットでは、関東から九州・鹿児島に至るネットワークを活用し、グループ内の協働を通じて円滑な水産物流通を進め、水産物消費の拡大を推進してまいります。

畜産商事ユニットでは、経済連携協定等の発効により輸入環境が緩和する海外産食肉および加工品の取扱いを強化し、安定した利益の確保を目指します。また2018年7月、米国に設立しました合併会社にて生産する食肉加工品の販売については米国を中心に推進してまいります。

～海外事業～

海外ユニットでは、タイ、豪州およびニュージーランドの事業拠点における収益基盤の強化、および資源へのアクセス強化を進めるとともに、成長戦略として新規拠点候補の選定を目指してまいります。

北米ユニットでは、安定したスケソウダラ資源を主体に関連商材の効率的な生産を行い、日本を始め、欧米、アジアなどで最適なマーケティングを進めてまいります。

～加工事業～

家庭用冷凍食品ユニットでは、マーケティングや研究開発部門との連携を引き続き強化して商品開発力を向上させるとともに、ブランド認知の向上を図ります。また、製販一体の事業管理体制をさらに推し進め、売上の拡大と利益率の改善に努めてまいります。

家庭用加工食品ユニットでは、原料事情の変動に適切に対応するとともに、消費環境に応じたきめ細かい販売と生産体制の更なる効率化により、収益力向上を目指してまいります。

業務用食品ユニットでは、介護食、コンビニエンスストア、量販店惣菜、インバウンド需要の見込める外食、生協など業態別の対応により商品開発や販売活動を強化するとともに、単品損益管理に基づいた商品政策の推進により収益性の改善を図り、更なる事業拡大を目指してまいります。

化成ユニットでは、当期に引き続き、DHA・EPAなどの天然機能性素材の拡販に努めるとともに、乾燥食品においては、より収益性の高い商品の販売強化を図り、収益拡大を目指してまいります。

～物流事業～

城南島物流センターおよび南港物流センターの早期復旧、ならびに大都市圏の基幹センターの最大活用により、引き続き旺盛な保管需要の取り組みを図るとともに、全国レベルで輸配送・通関等を含めた一貫物流サービスをお客様に提供することにより、収益拡大を目指してまいります。

なお、グループ中期経営計画「Innovation toward 2021」と併せて策定しました「サステナビリティ中長期経営計画」および「新コーポレートブランド戦略」についても着実に推進してまいります。

①サステナビリティ中長期経営計画

持続的な企業価値の向上に取り組む企業グループとして、事業活動を通じた経済価値の創造とともに、社会価値、環境価値の創造にこれまで以上に注力していくことで、人類社会が直面する社会課題の解決に貢献してまいります。

②新コーポレートブランド戦略

マルハニチロらしいブランドの魅力を、より広く、深く、知っていただくために、企業ブランドマネジメントの強化に取り組み、積極的なコミュニケーション活動を展開してまいります。

また、ブランドステートメントである「海といのちの未来をつくる」のもと、マルハニチログループだからこそ提供できる価値を通じて、社会にとって「かけがえのない存在」を目指してまいります。

こうした企業活動の前提として、当社グループは「誠実を旨とし、本物・安心・健康な『食』の提供を通じて、人々の豊かなくらしとしあわせに貢献します」をグループ理念と定め、当社グループ全員で共有し、実践してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第72期 2015年度	第73期 2016年度	第74期 2017年度	第75期 (当連結会計年度) 2018年度
売上高(百万円)	884,811	873,295	918,820	922,468
経常利益(百万円)	17,124	27,874	27,917	25,233
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,097	15,446	16,102	16,695
1株当たり当期純利益(円)	77.83	293.44	305.95	317.24
総資産(百万円)	485,973	501,303	516,607	520,318
純資産(百万円)	105,666	122,820	140,049	150,379

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
大洋エーアンドエフ株式会社	709	100.0	漁業・養殖事業
大都魚類株式会社	2,628	※ 50.3	商事事業
神港魚類株式会社	100	100.0	商事事業
大東魚類株式会社	100	90.2	商事事業
株式会社マルハ九州魚市ホールディングス	97	100.0	商事事業
九州中央魚市株式会社	90	※ 82.3	商事事業
Maruha Capital Investment, Inc.	千米ドル 72,043	100.0	海外事業
Westward Seafoods, Inc.	千米ドル 29,800	※ 100.0	海外事業
Peter Pan Seafoods, Inc.	千米ドル 20,255	※ 100.0	海外事業
Alyeska Seafoods, Inc.	千米ドル 940	※ 100.0	海外事業

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
Austral Fisheries Pty Ltd.	千豪ドル 31,035	50.0	海外事業
Maruha Nichiro Europe Holding B.V.	千ユーロ 100	100.0	海外事業
Seafood Connection Holding B.V.	千ユーロ 18	※ 70.0	海外事業
K F F o o d s L i m i t e d	百万バーツ 300	※ 99.9	海外事業
Kingfisher Holdings Limited	百万バーツ 119	※ 50.6	海外事業
Southeast Asian Packaging and Canning Limited	百万バーツ 90	※ 99.9	海外事業
株式会社 ヤヨイサンフーズ	727	100.0	加工事業
ニチロ畜産株式会社	400	100.0	加工事業
株式会社 マルハニチロ北日本	50	100.0	加工事業
株式会社 マルハニチロ物流	430	100.0	物流事業

(注) ※印は間接保有の株式が含まれております。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社およびその子会社98社、関連会社55社により構成されており、事業は漁業・養殖事業、商事事業、海外事業、加工事業、物流事業、その他これらに附帯する事業を営んでおります。

(8) 主要な営業所および工場

会社名	本社所在地	主な営業所および工場
当社	東京都江東区	(営業所) 北海道支社、東北支社（宮城県）、関東支社（東京都）、中部支社（愛知県）、関西支社（大阪府）、中四国支社（広島県）、九州支社（福岡県） (工場) 夕張工場、新石巻工場、白鷹工場（山形県）、大江工場（山形県）、宇都宮工場、群馬工場、広島工場、下関工場
大都魚類株式会社	東京都江東区	(営業所) 千住支社、大田支社、成田支社
株式会社ヤオイサンフーズ	東京都港区	(営業所) 北海道支店、東北支店（宮城県）、信越支店（新潟県）、関東支店（群馬県）、静岡支店、中部支店（愛知県）、近畿支店（大阪府）、中国支店（広島県）、九州支店（福岡県） (工場) 気仙沼松川工場（宮城県）、長岡工場（新潟県）、清水工場（静岡県）、九州工場（福岡県）
大洋エーアンドエフ株式会社	東京都中央区	
株式会社マルハニチロ物流	東京都中央区	(営業所) 関東支社（東京都）、関西・中部支社（大阪府）、九州支社（福岡県）
株式会社マルハニチロ北日本	北海道釧路市	(工場) 釧路工場、富良野工場、森工場（北海道）、青森工場
ニチロ畜産株式会社	北海道 札幌市西区	(工場) 札幌工場、名寄工場、十勝工場
大東魚類株式会社	愛知県 名古屋市中熱田区	
神港魚類株式会社	兵庫県 神戸市兵庫区	(営業所) 東部支社（兵庫県）、明石支社
株式会社マルハ九州魚市ホールディングス	福岡県 福岡市東区	
九州中央魚市株式会社	熊本県 熊本市西区	(営業所) 鹿児島市場
Maruha Capital Investment, Inc.	アメリカ ワシントン州	
Westward Seafoods, Inc.	アメリカ ワシントン州	(工場) ダッチハーバー工場（アメリカ アラスカ州）
Peter Pan Seafoods, Inc.	アメリカ ワシントン州	(工場) キングコープ工場（アメリカ アラスカ州）、ポートモラー工場（アメリカ アラスカ州）、ディリングハム工場（アメリカ アラスカ州）、バルディーズ工場（アメリカ アラスカ州）
Alyeska Seafoods, Inc.	アメリカ ワシントン州	(工場) ウナラスカ工場（アメリカ アラスカ州）

会社名	本社所在地	主な営業所および工場
Austral Fisheries Pty Ltd.	オーストラリア 西オーストラリア州	
Maruha Nichiro Europe Holding B.V.	オランダ 北ホラント州	
Seafood Connection Holding B.V.	オランダ フレヴォラント州	
KF Foods Limited	タイ サムットサコン県	(工場) ナディー工場 (タイ サムットサコン県)
Kingfisher Holdings Limited	タイ サムットサコン県	(工場) マハチャイ工場 (タイ サムットサコン県)、ソングラ工場 (タイ ソングラ県)
Southeast Asian Packaging and Canning Limited	タイ サムットサコン県	(工場) バンプー工場 (タイ サムットプラカーン県)、ナディー工場 (タイ サムットサコン県)

(9) 従業員の状況

事業	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
漁業・養殖事業	628	42
商事事業	1,353	24
海外事業	5,059	78
加工事業	2,990	171
物流事業	769	△7
その他	187	1
全社 (共通)	290	29
合計	11,276	338

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。
3. 当期より、一部の事業につき、報告セグメントの区分を変更しており、前期比較については前期の数値を変更後のセグメントに組み替えた数値で比較しております。(数字のみは増加、△は減少)

(10) 主要な借入先

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	44,056
農林中央金庫	40,482
株式会社三菱UFJ銀行	36,026
三井住友信託銀行株式会社	21,252
株式会社山口銀行	16,236

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 118,957,000株
(2) 発行済株式の総数 52,627,762株 (自己株式29,148株を除く。)
(3) 株主数 67,213名 (前期末比8,179名減)
(4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
大東通商株式会社	5,181	9.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,131	9.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,293	8.16
農林中央金庫	1,864	3.54
株式会社みずほ銀行	1,598	3.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,023	1.94
東京海上日動火災保険株式会社	1,023	1.94
OUGホールディングス株式会社	846	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	773	1.47
日本生命保険相互会社	739	1.40

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式 (29,148株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊藤 滋	
代表取締役副社長執行役員	米岡 潤一郎	食品部門統括、家庭用冷凍食品ユニット担当、家庭用加工食品ユニット担当、業務用食品ユニット担当、化成ユニット担当、マーケティング部担当、事業管理部担当、各支社（北海道、東北、関東、中部、関西、中四国、九州）担当、広域営業部担当
取締役専務執行役員	渡辺 淳	経営企画部担当、ロジスティクス部担当、物流ユニット長
取締役専務執行役員	押久保 直樹	リスク管理統括部担当、品質保証部担当、お客様相談センター担当、中央研究所担当
取締役専務執行役員	中島 昌之	水産部門統括、漁業・養殖ユニット担当、水産商事ユニット担当、荷受ユニット担当、畜産商事ユニット担当、海外ユニット担当、北米ユニット担当、関東水産営業部担当
取締役専務執行役員	田島 正人	生産管理部担当、各工場（夕張、新石巻、白鷹、大江、宇都宮、群馬、広島、下関）担当、家庭用冷凍食品ユニット長
取締役常務執行役員	池見 賢	総務部担当、人事部担当、広報IR部担当、経理部担当、財務部担当、監査部担当
取締役常務執行役員	栗山 治	水産商事ユニット長、荷受ユニット長、海外ユニット長
取締役	中部 由郎	大東通商株式会社代表取締役社長
取締役	飯村 北	弁護士、株式会社ヤマダ電機社外監査役、株式会社不二越社外監査役
常任監査役	川村 融	
常任監査役	清水 裕之	
常任監査役	岩淵 毅	
監査役	吉田 昌志	
監査役	兼山 嘉人	公認会計士

(注) 1. 当事業年度中に辞任した者は以下のとおりであります。

辞任時の会社における地位	氏名	辞任時の担当および重要な兼職の状況	辞任日
取締役専務執行役員	渡 辺 淳	経営企画部担当、ロジスティクス部担当、物流ユニット長	2019年 3月31日
取締役専務執行役員	田 島 正 人	生産管理部担当、各工場（夕張、新石巻、白鷹、大江、宇都宮、群馬、広島、下関）担当、家庭用冷凍食品ユニット長	2019年 3月31日

2. 取締役中部由郎氏および飯村北氏は、社外取締役であります。
3. 常任監査役川村融氏、清水裕之氏および岩淵毅氏ならびに監査役兼山嘉人氏は、社外監査役であります。
4. 監査役兼山嘉人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役中部由郎氏は、大東通商株式会社の代表取締役社長を兼職しております。なお、同社は、当社の大株主であります。
6. 当社は、取締役中部由郎氏および飯村北氏ならびに常任監査役川村融氏、清水裕之氏、岩淵毅氏および監査役兼山嘉人氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 2019年4月1日をもって、会社における地位、担当および重要な兼職の状況が次のとおり変更となりました。

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役副社長執行役員	米 岡 潤 一 郎	食品部門統括、開発部担当、マーケティング部担当、事業管理部担当
取締役専務執行役員	押 久 保 直 樹	中央研究所管掌、リスク管理統括部担当、品質保証部担当、お客様相談センター担当、ロジスティクス部担当、物流ユニット長
取締役専務執行役員	中 島 昌 之	水産部門統括、畜産商事ユニット担当
取締役専務執行役員	池 見 賢	経理部、財務部、監査部 各部統括、経営企画部担当、情報システム部担当、総務部担当、人事部担当、広報IR部担当
取締役常務執行役員	栗 山 治	漁業・養殖ユニット担当、北米ユニット担当、関東水産営業部担当、水産商事ユニット長、荷受ユニット長、海外ユニット長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員（名）	支給額（百万円）
取締役 （うち社外取締役）	10 (2)	388 (12)
監査役 （うち社外監査役）	5 (4)	96 (75)
合 計 （うち社外役員）	15 (6)	485 (88)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬額は月額60百万円以内（使用人分の給与は含まない。）、監査役の報酬額は月額10百万円以内であります。（2014年1月30日開催臨時株主総会決議）

(3) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社の経営陣・取締役の報酬については、固定報酬と業績連動報酬で構成され、業績連動報酬は連結経常利益を評価基準としておりますが、社外取締役の報酬は固定報酬のみとなります。

当社は、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しており、同委員会にて報酬制度および水準等について審議し、取締役会の決議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（6回開催）	
	出席回数（回）	出席率（%）	出席回数（回）	出席率（%）
取締役 中部 由 郎	16	94.1	—	—
取締役 飯 村 北	15	88.2	—	—
常任監査役 川 村 融	16	94.1	6	100.0
常任監査役 清 水 裕 之	17	100.0	6	100.0
常任監査役 岩 淵 毅	17	100.0	6	100.0
監 査 役 兼 山 嘉 人	16	94.1	6	100.0

ロ. 取締役会および監査役会における発言状況

- ・取締役中部由郎氏は、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
- ・取締役飯村北氏は、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
- ・常任監査役川村融氏は、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
- ・常任監査役清水裕之氏は、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
- ・常任監査役岩淵毅氏は、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役兼山嘉人氏は、主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

②責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役中部由郎氏および飯村北氏ならびに社外監査役兼山嘉人氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	144
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	251

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、Maruha Capital Investment, Inc.、Westward Seafoods, Inc.、Peter Pan Seafoods, Inc.、Alyeska Seafoods, Inc.、Austral Fisheries Pty Ltd.、Maruha Nichiro Europe Holding B.V.、Seafood Connection Holding B.V.、KF Foods Limited、Kingfisher Holdings LimitedおよびSoutheast Asian Packaging and Canning Limitedは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の計算関係書類の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員状況、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務である収益認識に関する会計基準の適用対応に係る助言業務を委託し、対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等には、監査役の全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、会計監査人が監査を十全に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、同議案を株主総会に提案いたします。

6 会社の体制および方針

(1) 会社法に基づく内部統制体制

当社は、会社法に基づく内部統制体制を次のとおり定めており、今後とも必要に応じて随時改善を図ってまいります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他社の業務ならびに当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制
 - ①当社をはじめグループ各社の役職員が拠って立つべき基本原則および精神的支柱として、「グループ理念」「グループスローガン」「グループビジョン」「グループ行動指針」および「社訓」を制定し、当社役員は、グループ内におけるこれらの遵守、浸透を図るため、率先垂範している。
 - ②当社は、原則として、定例取締役会を毎月1回開催するとともに、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、経営の意思決定および執行役員の業務執行の監督を行っている。
 - ③社外取締役は、当社およびグループの業務を執行することなく、当社およびグループ全体の経営について、企業統治等の観点から、客観的な意見の陳述および助言を担当し、取締役会を通じて、執行役員による業務執行を監督している。
 - ④法令違反等を未然に防止するとともに自浄機能を働かせ、社会から信頼される企業グループとして存続することを目的として、グループ全役職員を対象に、職制を経由することなく直接通報することが可能なグループ内部通報制度を導入し、当社内の通報窓口のほか外部の弁護士事務所にも通報窓口を設置し運営している。
 - ⑤内部監査を担当する部署が取締役会にて承認された計画に基づき定期的を実施する内部監査を通じて、経営全般にわたる管理・運営の制度および業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検証・評価することにより、グループの財産の保全および経営の効率化を図るとともに、監査結果を社長をはじめ取締役および監査役に報告している。
 - ⑥コンプライアンス、品質等の課題に関する経営の意思決定を補佐するものとして各種委員会を設置している。
 - ⑦個々の意思決定および業務執行に当たっては、法令および定款への適合性等について関係部署による確認を行っている。
 - ⑧重要な意思決定および業務執行に当たっては、必要に応じて外部の専門家の意見を求めることとしている。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①管理報告に関する規程および内部情報の管理に関する規程を制定し、適時適切な情報収集に努め、取締役会等への報告を行うとともに、重要情報の对外公表については、取締役会の授権に基づき、広報を担当する部署長が行っている。
- ②文書の管理に関する規程を制定し、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る重要書類を作成の上、保存している。
- ③個人情報保護に関する規程を制定し、適切な取り扱いに努めている。
- ④ITについては、情報セキュリティの管理に関する規程を制定し、システムの適切な運用に努めている。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①企業集団全体のリスク管理体制および危機対応体制を整備し継続的改善を図るとともに、危機時における迅速な対応と社会への影響および企業集団の損失の極小化を図るため、企業集団全体のリスク管理に関する規程および危機時における対応に関する規程を制定し、当社にリスク管理を統括する部署を設置し、その担当役員をリスク管理統括責任者としている。
- ②リスク管理を統括する部署において、当社の全部署におけるリスクアセスメントの実施を指示し、その結果に基づきリスク対策実施責任部署を特定し、その実施状況および結果を監視し、リスク対策およびリスク管理の継続的な改善を図ることとしている。グループ各社に対しても同様の展開を図ることとしている。
- ③リスク管理を統括する部署において、重大な自然災害や伝染病の蔓延に対応する当社の事業継続計画（BCP）を取りまとめ、各部署における整備および実施状況を監視し、定期的な演習を行い、事業継続計画（BCP）の継続的な改善を図ることとしている。グループ各社に対しても同様の展開を図ることとしている。
- ④企業集団全体のリスク管理に関する規程に基づき、当社各部署およびグループ各社にリスク管理責任者およびリスク管理担当者を置き、重要なリスク情報の伝達経路を複数明示して、当社経営層への迅速・確実な伝達を図ることとしている。具体的には、通常の職制を通じた伝達経路のほかに、環境・品質に関するリスク情報は当社の環境・品質保証を担当する部署およびリスク管理を統括する部署に、その他のリスク情報は当社のリスク対策実施責任部署およびリスク管理を統括する部署に、リスク管理責任者の決裁を得ることなくリスク管理担当者から直接伝達し、伝達を受けた部署において重要性を評価し、当社経営層に伝達することとしている。

- ⑤リスク管理を統括する部署は、重大品質事故、重大環境事故、重大な自然災害、伝染病の蔓延その他企業集団全体として危機対応が必要な場合には、環境・品質保証を担当する部署またはリスク対策実施責任部署の判断にかかわらず、リスク管理統括責任者を通じて当社社長に対策本部の設置を上申し、当社社長の指示により対策本部を設置することとしている。なお、危機対応の一切の権限と責任は当社社長にあり、当社社長は必要に応じてその権限をリスク管理統括責任者に委譲することとしている。
- ⑥対策本部の実働部隊として少人数のタスクチームを設置することとし、タスクチームは当社社長またはリスク管理統括責任者の指揮の下、情報の収集・分析、対応方針の策定、関係各部署または関係グループ各社に対する指示および実施状況の管理を行い、対策本部にその活動を報告することとしている。
- ⑦リスク管理を統括する部署は、危機対応に関して定期的な演習を企画・実施して、危機対応体制の継続的な改善を図ることとしている。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①当社は、執行役員制度を導入して監督と執行を分離することにより、取締役会は独立した客観的立場から、実効性の高い監督を行うこととしている。
- ②取締役会は、グループの持続的な成長と中長期の企業価値向上を達成するために、経営の基本方針、経営戦略、中期経営計画、年度経営計画、資本政策等の経営重要事項を決定し、経営陣に具体的な業務執行を委任することとしている。
- ③取締役会は、法令で定める事項および重要な業務執行の決定を除き、取締役を兼務する常務以上の役付執行役員で構成される経営会議に対し、個別の業務執行についての決定を委任することとしている。その区分については、社内規程によって明確にしている。経営会議は、原則として週1回開催され、取締役会から委任された事項について迅速な経営の意思決定を行い、重要な事項については取締役会に報告している。
- (5) 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ①当社ははじめグループ各社の役職員が拠って立つべき基本原則および精神的支柱として、「グループ理念」「グループスローガン」「グループビジョン」「グループ行動指針」および「社訓」を制定し、使用人による遵守を期すべく、周知・啓蒙に努めている。
- ②法令遵守の重要性について、経営トップが自ら折に触れて使用人に対するメッセージを発している。
- ③使用人が職務の遂行に際し特に留意しておかなければならない法令等を、当該職務を遂行する使用人が点検し、法令等を正しく理解することにより法令等を遵守する体制を構築している。
- ④内部監査を担当する部署が計画的に内部監査を実施している。
- ⑤グループ内部通報制度を運営している。

- (6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社をはじめグループ各社の役職員が拠って立つべき基本原則および精神的支柱として、「グループ理念」「グループスローガン」「グループビジョン」「グループ行動指針」および「社訓」を制定し、グループ役職員による遵守を期すべく、周知・啓蒙に努めている。
 - ② 法令遵守の重要性について、経営トップが自ら折に触れてグループ役職員に対するメッセージを発している。
 - ③ 主要グループ各社に取締役または監査役を派遣して、各社の日常の経営をモニタリングするとともに、主要グループ各社の代表者が出席するグループ経営会議を定期的で開催して、企業集団としての目標共有とグループ各社の連携強化を図っている。
 - ④ 企業集団の事業を複数のユニットに分別し、その責任者であるユニット長の立案する戦略および計画に基づき、各ユニットの業務を推進している。重要案件については、ユニットのみならず企業集団の全体最適を実現すべく、経営会議またはその下部機関である投資委員会において審議している。
 - ⑤ 経営会議に関する規程および管理報告に関する規程を制定し、企業集団内の重要な情報につき適時適切な収集・伝達に努めるとともに、経営会議以下の各機関において企業集団に関する事項の審議、決定、承認等を行っている。
 - ⑥ 各機関における審議に先立って、法令遵守の観点から関係部署による確認を行うこととしている。
 - ⑦ 内部監査を担当する部署が計画的にグループ各社に対する内部監査を実施している。
 - ⑧ 経営企画を担当する部署がグループ各社における内部統制体制の整備状況をモニタリングし、必要に応じて改善を支援することとしている。
 - ⑨ グループ内部通報制度を運営している。
 - ⑩ コンプライアンス、環境・品質、リスク管理等の経営課題に関して、グループ各社において責任者および担当者を選任し、連携強化を図っている。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役から求められた場合は、必要に応じて専任の補助すべき使用人を置くこととする。

- (8) 補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
専任の補助すべき使用人を置く場合、監査役は、専任の補助すべき使用人の人事異動について事前に報告を受け、人事担当取締役と協議することができることとする。なお、当該使用人の人事考課は、監査役が行うこととする。
- (9) 当社の監査役の補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
専任の補助すべき使用人を置く場合、当該補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従うものとする。
- (10) 当社の監査役に報告をするための体制
- ①取締役会および監査役が出席する各種会議・委員会において、重要事項について報告している。
 - ②経営会議に関する規程および管理報告に関する規程に基づいて作成された各種提案書および管理報告書を監査役に供覧し、報告している。
 - ③当社およびグループ各社の取締役および使用人は、監査役の定期および随時のヒアリングに応じ、業務の状況等について報告している。また、監査役の職務の執行に資する情報を適宜監査役に報告している。
 - ④内部監査を担当する部署は、監査役に対し、当社およびグループ各社の内部監査を実施するに際して、その監査方針を事前に確認し、内部監査の結果を報告することとしている。
 - ⑤主要グループ各社の監査役は、グループ監査役連絡会を通して、監査活動について当社の監査役に報告することにより、監査に関連する情報を共有することとしている。
- (11) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の監査役に報告を行った当社およびグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

- (12) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、当社の監査役の職務の執行について生ずる費用について、監査役が当社に前払または償還を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
- (13) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを利用できることとしている。
- (14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、これらの活動を助長しないこととしている。この基本的な考え方を「グループ行動指針」に明記し、当社はじめグループ各社の役職員に周知徹底するとともに、平素から関係行政機関および警察、弁護士等の専門機関との連携を深め、情報収集に努めている。また、万が一、反社会的勢力から脅威を受けたり、被害を受けるおそれのある場合には、組織全体として速やかに対処できる体制を構築している。

(2) 会社法に基づく内部統制体制の運用状況

会社法に基づく内部統制体制の運用状況につきましては、「(1)会社法に基づく内部統制体制」において、その一部を記載しておりますが、主要な部分の運用状況は、以下のとおりであります。

- (1) 当社をはじめグループ各社の役職員が拠って立つべき基本原則および精神的支柱として制定された「グループ理念」「グループスローガン」「グループビジョン」「グループ行動指針」および「社訓」の浸透を目的として、当社およびグループ各社の役職員を対象に冊子を配布して理念研修を実施しております。この理念研修では、各執行役員が講師となり、自らの経験に基づき、「グループ理念」等の内容、意義、重要性等を説明しております。
- (2) 社外取締役および顧問弁護士を委員に含むコンプライアンス委員会を定期的を開催して、企業集団全体における法令違反等の未然防止および早期発見、法令遵守意識の浸透等を図るとともに、グループ内部通報制度を運用して法令遵守体制を整備しております。

- (3) 企業集団全体のリスク管理体制および危機対応体制を整備して継続的改善を図るとともに、危機時における迅速な対応と社会への影響および企業集団の損失の極小化を図るため、企業集団全体のリスク管理に関する規程および危機時における対応に関する規程を制定し、当社にリスク管理を統括する部署を設置の上、その担当役員をリスク管理統括責任者として選任しております。また、事業継続計画（BCP）を取りまとめて定期的な演習を行うとともに、リスクマネジメントシステムの運用等により、リスクの抽出と評価・分析の実施、リスクの分類・階層化等を図り、リスクの適正な管理に努め、定期的に経営会議等に報告しております。
- (4) 定例取締役会を毎月1回開催し、臨時取締役会を必要に応じて開催して、経営の意思決定および取締役の業務執行の監督を行っております。また、執行役員制度を導入して監督と執行を分離することにより、取締役会は、独立した客観的な立場から実効性の高い監督を行うこととしております。取締役会は、迅速な経営の意思決定を行うため、取締役を兼務する常務以上の役付執行役員で構成される経営会議に対し、経営および業務執行について権限の委譲を行い、経営会議は、原則として毎週1回開催され、経営および業務執行の全般について審議を行い、取締役会から授権された事項について決定を行うとともに、重要な事項については取締役会に報告しております。なお、経営会議の下部機関として、事業ユニットの経営を効果的に推進する目的をもって投資委員会を設置し、事業ユニットの案件を迅速かつ広い視点で的確に審議しております。
- (5) 監査役は、定期的に行われる監査役会において、監査の方針、監査計画、監査の方法、監査役の職務の執行に関する事項の決定を行い、取締役会を含む重要会議への出席、当社取締役および部署長とのヒアリングの実施、国内外の子会社への往査、会計監査人からの監査結果等の聴取および意見交換、グループ監査役連絡会の定期的開催等により、取締役の業務執行について監査を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要施策と位置付けております。経営体質の一層の強化を徹底して、財務面での充実を図りつつ、経営環境を見極めながら安定配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。自己の株式の取得については、機動的な資本政策を遂行することが可能となるよう、剰余金の配当等の決定に関する方針と整合的な範囲において実施することとしております。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	299,359	流動負債	203,792
現金および預金	12,132	支払手形および買掛金	33,512
受取手形および売掛金	114,040	短期借入金	126,186
たな卸資産	163,521	未払金	28,158
その他	10,084	未払法人税等	3,733
貸倒引当金	△420	賞与引当金	1,228
		役員賞与引当金	22
固定資産	220,958	災害損失引当金	1,028
		その他	9,921
有形固定資産	140,351	固定負債	166,145
建物および構築物	47,730	長期借入金	137,221
機械装置および運搬具	33,939	特別修繕引当金	89
土地	47,723	環境対策引当金	13
建設仮勘定	7,669	退職給付に係る負債	20,507
その他	3,287	その他	8,313
無形固定資産	20,454	負債合計	369,938
のれん	8,060	(純資産の部)	
その他	12,394	株主資本	121,739
投資その他の資産	60,152	資本金	20,000
投資有価証券	37,918	資本剰余金	39,697
退職給付に係る資産	358	利益剰余金	62,113
繰延税金資産	7,460	自己株式	△72
その他	17,927	その他の包括利益累計額	3,614
貸倒引当金	△3,512	その他有価証券評価差額金	5,098
資産合計	520,318	繰延ヘッジ損益	14
		為替換算調整勘定	△1,455
		退職給付に係る調整累計額	△42
		非支配株主持分	25,025
		純資産合計	150,379
		負債・純資産合計	520,318

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	922,468
売上原価	798,618
売上総利益	123,849
販売費および一般管理費	102,091
営業利益	21,758
営業外収益	
受取配当金	959
持分法による投資利益	1,243
為替差益	875
雑収入	2,792
雑収入	5,871
営業外費用	
支払利息	1,752
雑支出	644
雑支出	2,397
経常利益	25,233
特別利益	
投資有価証券売却益	748
関係会社出資金売却益	931
受取保険金	2,866
その他	158
その他	4,704
特別損失	
固定資産処分損失	639
減損損失	673
災害による損失	2,049
その他	28
その他	3,391
税金等調整前当期純利益	26,547
法人税、住民税および事業税	6,177
法人税等調整額	1,447
当期純利益	18,922
非支配株主に帰属する当期純利益	2,226
親会社株主に帰属する当期純利益	16,695

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,000	39,703	47,523	△57	107,169
当期変動額					
剰余金の配当			△2,105		△2,105
親会社株主に帰属する 当期純利益			16,695		16,695
自己株式の取得				△15	△15
自己株式の処分		0		0	0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△5			△5
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	△5	14,590	△15	14,569
当期末残高	20,000	39,697	62,113	△72	121,739

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資 産計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	7,258	△25	745	310	8,290	24,589	140,049
当期変動額							
剰余金の配当							△2,105
親会社株主に帰属する 当期純利益							16,695
自己株式の取得							△15
自己株式の処分							0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△5
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△2,159	39	△2,201	△353	△4,675	435	△4,239
当期変動額合計	△2,159	39	△2,201	△353	△4,675	435	10,329
当期末残高	5,098	14	△1,455	△42	3,614	25,025	150,379

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	204,907	流 動 負 債	131,165
現金および預金	1,386	買掛金	18,020
受取手形および売掛金	67,032	短期借入金	86,740
商品および製品	74,487	未払金	19,902
仕掛品	13,261	未払法人税等	2,198
原材料および貯蔵品	4,698	その他	4,303
短期貸付金	34,376	固 定 負 債	140,438
その他	9,663	長期借入金	127,374
固 定 資 産	140,318	退職給付引当金	9,964
有 形 固 定 資 産	29,753	環境対策引当金	12
建物	13,336	その他	3,086
機械および装置	5,466	負 債 合 計	271,604
土地	9,208	(純 資 産 の 部)	
その他	1,742	株 主 資 本	68,265
無 形 固 定 資 産	2,306	資本金	20,000
投資その他の資産	108,257	資本剰余金	15,949
投資有価証券	26,734	資本準備金	5,000
関係会社株式	65,223	その他資本剰余金	10,949
関係会社出資金	1,206	利 益 剰 余 金	32,387
長期貸付金	9,806	その他利益剰余金	32,387
繰延税金資産	3,640	別途積立金	1,692
その他	1,759	繰越利益剰余金	30,695
貸倒引当金	△112	自 己 株 式	△71
資 産 合 計	345,225	評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,355
		その他有価証券評価差額金	5,355
		純 資 産 合 計	73,621
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	345,225

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	455,283
売上原価	392,447
売上総利益	62,835
販売費および一般管理費	54,577
営業利益	8,257
営業外収益	
受取利息	476
受取配当金	4,025
為替差益	1,096
雑収入	1,017
合計	6,615
営業外費用	
支払利息	1,127
雑支出	321
合計	1,449
経常利益	13,424
特別利益	
固定資産売却益	14
投資有価証券売却益	638
関係会社出資金売却益	1,704
その他	3
合計	2,360
特別損失	
固定資産処分損失	102
減損損失	1,202
災害による損失	175
その他	9
合計	1,489
税引前当期純利益	14,295
法人税、住民税および事業税	3,075
法人税等調整額	729
当期純利益	10,489

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式			株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計				
					別途 積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	20,000	5,000	10,949	15,949	1,692	22,311	24,003	△55	59,896		
当期変動額											
剰余金の配当						△2,105	△2,105		△2,105		
当期純利益						10,489	10,489		10,489		
自己株式の取得								△15	△15		
自己株式の処分			0	0				0	0		
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)											
当期変動額合計	-	-	0	0	-	8,384	8,384	△15	8,369		
当期末残高	20,000	5,000	10,949	15,949	1,692	30,695	32,387	△71	68,265		

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	7,271	7,271	67,167
当期変動額			
剰余金の配当			△2,105
当期純利益			10,489
自己株式の取得			△15
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1,915	△1,915	△1,915
当期変動額合計	△1,915	△1,915	6,453
当期末残高	5,355	5,355	73,621

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

マルハニチロ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西田俊之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 猪俣雅弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤太基 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マルハニチロ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルハニチロ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

マルハニチロ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西田 俊之 (印)
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 猪俣 雅弘 (印)
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 太基 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルハニチロ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までのマルハニチロ株式会社第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制体制）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制体制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

マルハニチロ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	川村融	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	清水裕之	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	岩淵毅	Ⓔ
常勤監査役	吉田昌志	Ⓔ
監査役（社外監査役）	兼山嘉人	Ⓔ

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

会場ご案内略図

●会場

東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルクホール

●交通

- ① 都営地下鉄三田線
芝公園駅 A3出口 徒歩3分
- ② 都営地下鉄浅草線
大門駅 A3出口 徒歩7分
- ③ 都営地下鉄大江戸線
大門駅 A3出口 徒歩7分
- ④ JR山手・京浜東北線
浜松町駅 南口 徒歩10分

※当日は、軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

